

別府市障害者自立支援協議会条例制定作業部会（第5回）議事録

日時：平成24年4月25日（水） 13:00～17:10

場所：別府市役所1階レセプションホール

出席者

構成員：伊藤慶典、宇都宮伯夫、大隈勝彦、小野久、河野龍児、北地輝昭
小林祐一、佐藤紘造、芝尾與志美、首藤辰也、田中康子、徳田靖之
西田幸生、萩野忠好、升巴正博、松浦実、松川ひとみ、村野淳子

事務局：別府市福祉保健部障害福祉課 課長 岩尾邦雄

課長補佐 水口雅之

主任 猪原圭太

関係課：別府市総務部職員課 課長補佐 末田信也

主査 堀景

別府市企画部自治振興課 参事 月輪利生

別府市建設部都市政策課 主任 造士智大

別府市建設部道路河川課 課長補佐 濱本徹夫

課長補佐 山内佳久

別府市建設部建築住宅課 住宅管理係長 豊田正順

別府市教育委員会教育総務課 主任 倉町美和

別府市障害者自立支援協議会：委員 佐原溶子（別府公共職業安定所）

委員 森澤裕光（別府商工会議所）

（萩野部会長）

皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から、第5回条例制定作業部会を開催させていただきます。本日の会議は、17時までの予定となっておりますけれども、時間をオーバーしますと、この会場が、この後、他のところが使う予定となっておりますので、大変申し訳ないのですが、5階の方の会議室に移るような状況になるかと。なるべく17時までにまとまるとありがたいのですが、そういう心づもりをしていただきたいと思います。そして、また、途中で休憩を入れながら、進めていきたいと思っております。それから、前回どおり、発言する際には、議事録の関係上、お名前を

言ってから、発言してください。

それから本日、新しい委員さんが3人ほど、お代わりになりましたが、後ほど事務局より、ご紹介をしていただきたいと思います。

それでは、会議に入ります。次第をご覧いただきたいと思います。今日は、生活環境と雇用・就労についてであります。議論の進め方につきましては、前回と同じで、まずは、事務局から市民からの意見と現在の別府市の取組状況を説明していただきまして、それから、各グループに分かれて議論していただきたいと思います。そして、前回もそうですけれども、各グループでまとめましたら、グループ長さんからそのまとめた事項を発表していただきまして、それについて、総合的に皆さまからの意見を聞きながら骨格とすべき事項をまとめていきたいと思っております。

そして、今日のグループ長さんですが、事務局の説明が終わりましたら、グループに分かれていただきまして、それぞれのグループで決めていただきたいと思います。それと、第6回以降のグループ決めと前回、西田委員からありました行政が行う啓発活動の話ですが、それは、会議の最後にしたいと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、議事に入りますが、委員からの質問は細目ごとの説明が終わった都度、受けたいと思っておりますので、よろしく願います。では、事務局から説明をお願いいたします。

(水口補佐)

今日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。それでは座って、説明のほうをさせていただきたいと思います。

まず、議事に入る前に、人事異動等に伴いまして、部会の構成員に交代がありましたので、そのご連絡をさせていただきます。辞任されましたのは、大分県立南石垣支援学校の下村教頭と社会福祉法人太陽の家の宮原部長、そして別府市福祉保健部長の藤内の3人でありまして、後任には、それぞれ、升巴教頭、松川本部長、伊藤部長に就いていただいております。この3名の委員の交代につきましては、別府市障害者自立支援協議会の田川会長に了承を得たところでありまして、新任の委員の方々には、本日からこの部会に出席していただいているところでございます。それではここで、3名の新たな委員から自己紹介を兼ねまして、一言ごあいさつをいただきたいと思います。まずは、伊藤委員からよろしく願います。

(伊藤委員からあいさつ)

(水口補佐)

ありがとうございました。続きまして、升巴委員、よろしく願いいたします。

(升巴委員からあいさつ)

(水口補佐)

ありがとうございました。それでは、最後に、松川委員、よろしく願いいたします。

(松川委員からあいさつ)

(水口補佐)

ありがとうございました。変更後の名簿につきましては、皆さま方の机の上に配布させていただいておりますので、今回からこのメンバーで条例のことについて話し合っただきたいと思っております。以上で、構成員の変更の連絡を終わらせていただきまして、ここからは、本日の説明に移らせていただきたいと思っております。

それでは、配布資料の1をお開きください。こちらは、前回と同じ構成の資料をご用意させていただいております。論点は何か、市民からの意見はどういうものか、市はどういった取組みをしているのかということをもとめたものでありますので、この後のグループ討議の参考として使用していただければと思っております。

それでは、表紙をめくっていただいて、1ページをお開きください。まずは、生活環境の項目のうち道路に関してでありますけれども、こちらの市民からの意見を見てみますと、中でも車いすを使用する方や歩行が困難な方からの目線での意見というものが多くあがっておりまして、こちらを集約してみますと「段差解消」と「歩車分離」という意見に大きくまとめることができるのではないかと考えております。

こういった意見がでるということは、実際に市内の道路がそういった状態ということなのでしょうけれども、では、こういった意見がある中で、市はどういった取組みをしているのかと申しますと、この分野につきましては、道路ということで、本日、事業担当課の方にお越し頂いておりますので、そちらのほうから説明をしていただきたいと思っております。

それでは、道路河川課から説明の方お願いいたします。

(山内補佐)

こんにちは。道路河川課の道路整備を担当しております、山内と申します。よろしく
お願いいたします。段差の解消と歩道整備という意見をいただいております。ありがとう
ございます。別府市の道路に関する取組みといたしましては、道路のバリアフリー化
につきましては、平成16年度に別府市交通バリアフリー基本構想を策定いたしまして、
別府駅周辺と亀川駅周辺地区を重点整備地区と定めて整備を進めておりました。それで、
整備の内容につきましては、道路構造令や道路の移動等円滑化のガイドラインを参考に
整備が終了した次第でございます。

近年の取組みといたしましては、平成22年度には、点字ブロックの設置と透水性舗
装という水が溜まらない舗装を富士見通線と朝見北石垣線で整備しています。それと、
亀川駅につきましても、点字ブロックを市道に設置いたしております。23年度の取組
みといたしましては、中部中学校前の餅ヶ浜中津留線の歩道の整備、これが約770m。
そして、南石垣16号線、これはマクドナルド前ですが、約270mを点字ブロックの
設置、それと歩道の切り下げ等を行っている状況でございます。今後の取組みといたし
ましても、こういう歩道整備と、バリアフリー化の促進を進めていく予定です。以上で
ございます。

(水口補佐)

ありがとうございました。

道路整備につきましては、今の説明のような取組みが実際にされておりますけれども、
この後のグループ討議におかれましては、どのようにすれば障がいのある方の視点に立
った整備ができるのかということを考えながら議論していただく必要があるものと思
われます。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ただ今は、道路河川課からの説明です。この件について、
何かあれば、どうぞ。はい。

(小野委員)

小野です。1点、伺いたいと思うのですが、障がい当事者の方の声ですね。車椅子利用者の方ですとか、あるいは、ベビーカー利用者の方からの声、そういう声というものを聞きする場というものはあるのでしょうか。

それから、できた後ですね、そういう方々に実際に使っていただいて、検証するというシステムはあるのでしょうか。以上2点お伺いします。

(萩野部会長)

はい、道路河川課。

(山内補佐)

お答えいたします。実際に利用される方の声を聞く場ですが、交通バリアフリー基本構想を策定した時に、障がいを持った方々の意見を取り入れるため、ワークショップで意見を聞いた経緯があります。この時に、段差や歩道幅について意見をいただきました。今後もそのような場を検討したいと思います。

それと、検証する場につきましても、実際に通行している方々の意見をいただき、改善しながら整備を進めたいと思います。以上でございます。

(萩野部会長)

はい。他に。西田委員。

(西田副部会長)

身障協の西田ですけれども、今の小野さんの意見に関連してですけれども、平成16年頃ですね、いわゆる道路バリアフリー計画だったですかね、それを策定した時、私も当事者としてですね、相談を受けてたのですけれども、最近はそのようなのが全くないみたいなのですが、そこは、そういう場所を設けているのかわからないのですが、あの当時は盛んにね、いろいろと話し合いをさせていただいたという記憶があります。だから、ああいう形のものをね、道路とか、建物とかの建築をする場合は、やはり当事者のね、障がい者の方たちの意見を吸い上げてしていただかないと。憶測というかね、たぶんこういうことが困るんじゃないとか、そういうことでは、当事者の意思に反するような形になってしまいますので。今後も新しく建設するとか、改修するとか、変更するとか、そういうときには、やはり、特に公共的な場所は、障がい者当事者に相談をす

る場を設けてほしい。それはよろしく願いしときます。

(山内補佐)

分かりました。

(萩野部会長)

他に。はい、北地委員。

(北地委員)

北地でございます。よろしく申し上げます。今、山内さんの方からご説明ありがとうございました。その中で、2点ほど、お聞かせいただきたいと思います。私自身、不勉強で申し訳ないんですが、16年の交通バリアフリー基本構想ですね。これ私、熟読していないので、今日、こういう時間ですから、ご説明を求めませんですけども、山内さんの方でお分かりになる道路関係のところですね、そのことについて、先ほど補佐の方から、段差と歩車分離。私どもとすれば、障害者間の中でも道路の問題のことについては、例えば、車椅子の方や視覚障がい者の方の問題とか、いろいろ持っているわけですけども、今、お聞きしておりますのは、交通バリアフリー基本構想の道路に関することを今日ご説明していただけるのであれば、説明していただきたい。それと、お願いであるんですけども、基本構想について、何か、概略文章でもございましたら、次回でも結構でございますので、各委員さんのお手元があればありがたいのかなあというふうに思っております。その点が1点ですね。

それから、もう1点ですが、後段の方で、22年度と23年度について、随時設置をしておるといってご報告をしていただきました。この件につきまして、例えば、優先順位と言いますか、必要度と言いますか、ここがやはり今必要なんだよということ。先ほど、委員の方からは、当事者の声を聞いてほしいということでしたが、当然、そのことについては、委員の方からお話があったのですが、今、別府市が、16年の制定に基づいたり、ガイドラインに基づきながら整備しておる。その、順位と言いますか、その優先的なもの。また、どの程度ニーズが上がって、道路河川課の方で持っていらっしゃる。当然予算との兼ね合いがあるかと思いますが、そこの2点をお聞きをさせていただきます。

(萩野部会長)

どうぞ。

(山内補佐)

交通バリアフリー法は、高齢者や障がい者などの自立した社会生活を確保するために、駅、道路、駐車場、都市公園等に対してバリアフリー化基準の適合を見直す法律です。別府市では、交通結節点改善事業として別府駅と亀川駅の整備を行ってきました。

交通バリアフリー法に関する資料は、本日は持ってきていませんので、次回までに用意しておきます。

道路整備の優先順位ですが、重点地区として定めた別府、亀川駅周辺地区の他に、継続路線の整備と災害等が多発している状況から、別府市で定めている避難路と緊急輸送路を中心に整備を行っていきたいと考えています。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。はい、松浦さん。

(松浦委員)

松浦です。別府駅周辺と亀川駅周辺の整備について、8年ぐらい前ですね、ワークショップをやったと思いますが、私もそれにずっと参加してたんですね。その中で、別府駅周辺でカラーブロックになってますよね。その時、私は、カラーブロックにはしないでくれとお願いしたんですよ。カラーブロック、駅の周りでは、結構、今では浮いてしまっていてガタガタになっているのですね。キャスターの前輪ですね、結構引かかるんです。その時、お願いしたんですが、それは、どういうふうで反映されてなかったのかなと思ひまして。

(山内補佐)

今、別府駅のほうで設置しているカラーブロックは、埋め込み式ですが、亀川駅では、新しいタイプの接着材を使用した貼り付けタイプを使用しています。今後も剥がれにくい接着タイプを使っていく予定です。

また、別府駅でがたついている箇所については、至急修繕したいと思います。ありがとうございます。

(萩野部会長)

他にいいですか。それでは、次の説明を事務局よりお願いします。

(水口補佐)

では、続きまして、細目の住宅・公共的施設について、ご説明をさせていただきたいと思えます。3ページをお開きください。ここでの市民からの意見でありますけれども、施設といいましても様々な施設がありますので、やはりそれに伴いまして意見についても多様にいただいているところであります。その中でも多かった意見を包括的に表現しますと「施設の使い勝手が悪い」という意見にまとめることができるのではないかと、そう考えております。

この意見は、現行の施設が主に障がいのない人が使うという仕様で造られているということからくるものなのでしょうけれども、今後は、障がいのある方の視点に立った施設整備が必要となってくるものと考えられます。

また、もう少し具体的に意見を見てみますと、居場所に関する事、住宅に関する事、トイレに関する事、温泉に関する事が多くあがっているところであります。これらは、日々の日常生活に直結する問題でありますので、そのために意見も多くあがっているもの、そう考えることができます。

それでは、こういった意見がある中で、市はどういった取組みをしているのかと申しますと、次の4ページをお開きください。

まず、1の公共施設のバリアフリー化状況ですけれども、これは平成24年3月1日現在の地方自治法第244条第1項に規定される公の施設につきまして、障害福祉課が独自に調査したものであります。ここで、何をもちいてバリアフリー化しているのかと申しますと、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や大分県福祉のまちづくり条例に基づく移動等円滑化基準などの基準をクリアしているかどうかということではなく、客観的に高齢者や障がい者が当該施設を円滑に利用できるかどうかということを目安とさせていただいております。簡単に言いますと、バリアフリー度を簡易的に調査したものであるということで捉えていただければと考えております。それでは、調査結果でありますけれども、今回の調査の対象とした公の施設は417施設ありまして、出入口から案内設備に至る経路までの10項目に示した数値ですが、これは、バリアフリー化すべき箇所のうちバリアフリー化している箇所を表示しております。バリアフリー化すべき箇所数は2,960箇所ありまして、そのうちバリアフリー化し

ている箇所は478箇所でありましたので、平成24年3月1日現在のバリアフリー化率は、16.1%となっているところであります。

続きまして、2でありますけれども、こちらは、建築指導課が取り組んでいるところでありまして、本日、担当課には出席までををお願いしておりませんので、ここは事務局から説明させていただきます。いわゆるバリアフリー新法と大分県福祉のまちづくり条例に基づきまして、高齢者や障がい者の方々が移動や施設の利用を安全に行えるようにするための基準が定められているのでありますけれども、建築指導課におきましては、そのチェックをしているところでございます。

次の3の公園整備につきましては、公園緑地課の取組状況を掲載しておりまして、ここも、担当課に代わって事務局が説明させていただきますと、公園の整備はバリアフリー新法に基づく都市公園移動等円滑化基準により行っているところでありまして、次の5ページをお開きください。近年では、4つの公園のトイレをバリアフリー化しているところであります。

そして、次の4でありますけれども、こちらは、事業担当課であります建築住宅課の方にお越し頂いておりますので、そちらから説明をしていただきたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

(豊田係長)

建築住宅課の豊田と申します。よろしくお願ひいたします。建築住宅課の近年の整備状況につきまして、ご説明をさせていただきます。22年度から23年度におきまして、市営西別府住宅C棟の建替えを行いました。戸数は、49戸の建替えを行っております。その中で、高齢者向け住宅7戸、車いす専用住宅3戸を整備いたしております。別府市全体といたしましては、車いす対応市営住宅が26戸ございます。市営住宅に入居されている方、その中で障害者手帳を持っていられっしゃる方が、299人いらっしゃいます。今後とも建替事業の中で、バリアフリーに対して配慮した住宅を建設していきたいと思っております。以上です。

(水口補佐)

ありがとうございました。それでは続きまして、その下の5の小中学校の施設整備でありますけれども、こちら、本日、事業担当課に出席していただいておりますので、そちらから説明をしていただきたいと思います。それでは、教育総務課からお願いいた

します。

(倉町主任)

教育総務課施設整備室の倉町です。よろしく申し上げます。教育総務課では、平成22年度、屋内運動場の耐震化完了に向けて、耐震補強工事を進めております。その際に可能な範囲でバリアフリー化の工事を推進しております。過去2年間の実績について、その一部を説明させていただきますと、平成22年に亀川小学校屋内運動場の建て替えをしまして、その際に玄関にスロープを設置してバリアフリー化しています。また、多目的トイレを設置しております。平成23年には、南立石小学校管理教室棟の耐震補強工事に併せまして、玄関のスロープの設置と車いす対応のトイレを設置しております。今年度以降も建て替え等に併せて多目的トイレの設置等を行う予定です。以上、簡単ですが、説明を終わります。

(水口補佐)

ありがとうございました。続きまして、6ページの6の住宅改造費用に対する助成であります。こちらは、障害福祉課が実施しているものでありまして、障がいのある方の生活環境の整備のために、60万円を限度といたしまして、住宅改造費用に対して補助金を交付しているところであります。

以上が、住宅・公共的施設に関する取組状況であります。この項目もハード面におきましては、先ほどの道路と同様に障がいのある方の視点に立った整備ということと、それとともに、市民からの意見と論点にもあがってございましたけれども、ソフト面のことも考える必要があるのではないか、そう考えております。以上で、住宅・公共的施設についての説明を終わらせていただきます。

(萩野部会長)

それでは、委員の方から質問はありませんか。はい、徳田委員。

(徳田委員)

徳田です。質問したいのは、公営住宅で、障がい者向けの対応戸数が足りないの、民間の共同住宅等である程度対応する必要があるのではないかという気がするのですね。今の助成制度の説明を見ますと、障がい者やその家族が自分が所有している建物の

助成制度は、今、説明していただいて理解できたのですけれども、例えば、民間等のアパート等を所有している方が、車いすの方や視覚障がい者等がアパートに入居できるように、アパート自体を改造したいといった場合の補助というのはどうなっているのか。

それから、障がいのある方が民間のアパートを借りるに当たって、実はいろんな支障が生じていまして、障がいがあることを理由として拒否されるということも少なからずあるのですけれど、保証人がないということも理由に拒否される、いわゆる間接差別に近いと思うのですけれど、そういう市営住宅における障がい者専用住宅の不足をカバーするために民間のアパート等を障がい者が借りやすいようにするための措置についてどういう現状なのか。

(水口補佐)

障害福祉課からその2点について、お答えをさせていただきます。まず、国の方から、臨時的な補助制度が、昨年か、ありまして、民間の方が所有されているアパートをですね、障がいのある方等が使いやすいように改造する、とした場合には、補助金をだしますよという制度がありました。ところが今現在は、継続されていないのですけれども、別府市では、今、そのような補助制度は、ないです。それと、県の地域福祉推進室という部署がありますけれども、そちらのほうで民間のアパート等を改造する費用についての補助制度があると把握しております。

それと、個人への保障制度ですが、これについては、自立支援協議会のほうでも、今、検討しておるところでありまして、なかなか、先ほど徳田先生がおっしゃったようにですね、障がいを理由として居住を拒まれると、いうケースを耳にしております。そこで、住むところに困っていらっしゃる障がいのある方に対する支援というものを協議会の方で具体的に協議をしております。そういったところでもありますけれども、これから、その支援については、検討を重ねていく必要があるものと考えております。以上です。

(萩野部会長)

はい、松浦さん。

(松浦委員)

松浦です。今、西別府住宅B棟に住んでいるのですけれど、たしかに、バリアフリーにはなっているのですが、今、お風呂には全然入れてないのですね。タイルのお風呂に

なっていて、鋭角的なお風呂なので、今、何か怖くて入れないような状況なのですけれども、それで、C棟を建てるときにも私のところに来られたのですが、どういうところが不便ですかということをお聞かせされたのですが、C棟のほうは改善されたのでしょうか。

(豊田係長)

私が、技術の者ではないので、どの部分をどの様に改善したのかについては、直ぐにお答えできないのですが、そういうお話を伺ったということですね、何らかの改善をしているものと思われまますので、後日、回答をさせていただくということによろしいでしょうか。

(松浦委員)

それとですね、今住んでいるところの改修は、やっぱり個人でやらないといけないんですよね。お風呂とか。

(豊田係長)

その件につきまして、お答えをさせていただきます。

今住んでおられますB棟につきましては、タイル張りの浴槽となっており、C棟につきましては、ポリエステル系の浴槽となっております。どちらの棟につきましても標準的な手摺を設置しておりますが、仮に増設する場合、設置場所により補強材の必要性や穴を開けて施工することによる水漏れ等の恐れが考えられますので、一応、お断りしている状況でございます。

(水口補佐)

同じ件で、障害福祉課のほうからお答えをします。障がいのある方それぞれの特性に応じてですね、一概な、例えば浴室ですけれども、全ての方が利用できるというものが一通りというものではないのでありまして、そこで、先ほども説明いたしました住宅改造の補助金の制度がありますので、その方に合った様式に改造するというところについて助成をするという対応をさせていただいております。以上です。

(河野委員)

よろしいでしょうか。

(萩野部会長)

はい、河野さん。

(河野委員)

市営住宅についてお伺いをしたいのですが、今現在、新しいものが建てられていると思うのですが、毎回、抽選等で、やはり10倍を超えるぐらいの申込みがあっているものと思われま。これから数年先までの予定として、新たに建てられる市営住宅の計画があるのかどうか。あればですね、高齢者向け、障がい者向け、計画としてどれぐらいの戸数を増やそうとしているのか。それが1点。

もう1点ですが、これから、別府市もですね、人口減少が進んでいく中で、なかなか建て替えということで、進んでいくという計画が、財源的にも難しくなってくると思うのです。今ある既存のですね、市営住宅、公営住宅について、せめて1階はですね、高齢者向けであったりだとか、障がい者向け対応のためのですね、改修の工事を行っていく必要がでてくると思うのです。もしですね、既存の市営住宅についての、1階、2階部分についての、バリアフリー化等についての計画がありましたら、少しお伺いをしたいのですけれども。

(豊田係長)

お答えいたします。まず、第1点目のですね、建替計画があるかというお尋ねですけれども、計画自体はございます。しかし、委員さんがおっしゃられたとおり、財政的な面もございますので、具体的に何年にこの住宅をやりますよというのは提示できない状況でございます。

第2点目の1階、2階を改築して高齢者、障がい者の方のためにというお話ですけれども、この件につきましては、一度、課に持ち帰りましてですね、再度検討させていただきたいと思っております。

(萩野部会長)

はい、北地委員。

(北地委員)

5 ページの数字だけ教えていただきたいと思います。市営住宅に入居している障がい者数 299 とご報告をいただきました。この内容でございますけれども、世帯主なのか、家族と同居している部分なのか、よければ身体障がい、知的、精神含めた内容についてお分かりでしたらお教えをいただきたいと思います、これが1点です。

それから、障害福祉課のほうにお尋ねをいたします。6 ページの住宅改造資金でありますけれども、一番下に、先ほどご報告があったかと思いますが、事業費の決算額がここに1,689千円という形で出ております。そして、助成者数が6人ということですが、お聞きしたいのは、予算額と決算額がどうなのかということ。すなわち、この資金が活用、6人の方は当然、活用するんですが、もっとも実際にはあると思うのですが、そこら辺のひとつ、見解と言いますか、状況をお教えをいただきたいと思います。以上です。

(豊田係長)

それでは、第1点目の市営住宅の件につきまして、お答えをいたします。障がい者、うちのほうではですね、障害者手帳を所持している方、世帯主、契約者もそうですし、世帯員の方に車いすの方がおられるとか、いう状況がありましたら、障がい者住宅の入居は抽選に参加していただいております。ただ、障がいの種類につきましては、再度、確認をいたしましてですね、次回報告をさせていただきます。

(北地委員)

世帯主ということですよね。

(豊田係長)

いえ。世帯員の中に障害者手帳を持たれている方がいらっしゃいましたら。

(北地委員)

わかりました。

(水口補佐)

それでは、2番目のご質問にお答えいたします。決算額が1,689千円と、予算額といたしましては、当初予算額3,800千円を予算で計上いたしておりましたけれど

も、それに対して、申請された方が6名ということで、改造に要する経費60万円の3分の2と、そこで上限が40万円の補助金でありますけれども、全ての方が上限額60万円を超える工事を施工されるわけではございませんので、それ以下の工事については、その上限について補助をするということで、40万円で割り切れる決算額とはなっていないところであります。以上です。

(河野委員)

よろしいですか。

(萩野部会長)

はい、河野委員。

(河野委員)

リフライの河野ですけれども、先ほどですね、水口課長補佐さんのほうから、民間住宅の改修の助成についてのお話があったと思いますが、私どもがこれまで県のほうに、何度か民間住宅の改修の助成について、お話しのお伺いをしたところですね、高齢者が住む場合については、何らかの助成があるというふうにお伺いをしているところがありまして、障がい者の方々が住むに当たってはですね、国県含めて、現在のところ公的な助成制度がないというふうにお伺いをしている部分がありました。それで、先ほどのお話の中で、県の地域福祉推進室のほうに、障がい者の方々が住むに当たっての何らかの助成制度があったと、記憶されているというお話だったのですが、この助成制度が本当にあればですね、かなり障がいのある方々の民間住宅への居住が進むと思いますので、できましたら、そのあたりの助成制度の紹介をですね、次回でかまいませんので、差しいただければと思います。よろしくお願いします。

(水口補佐)

承知しました。

(萩野部会長)

他にいいですか。それでは、事務局、次の説明をお願いします。

(水口補佐)

それでは、事務局のほうから、さらに説明をさせていただきます。では、続きまして、7ページをお開きください。細目の移動・交通手段についてであります。

まずは、市民からの意見でありますけれども、「交通機関の配慮や協力が必要」であったり、「障がいにより利用しにくい」というような意見にまとめられるのではないかと考えております。

では、こういった意見がある中で、市はどういった取組みをしているのかと申しますと、次の8ページをお開きください。1のJRのバリアフリー化につきましては、これは民間の取組みなのでありますけれども、エレベータの設置費用に対しまして市が補助金を交付していることもありますので、こちらは、本日出席していただいております都市政策課からの説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしく申し上げます。

(造士主任)

都市政策課の造士です。よろしく申し上げます。座ったまま説明させていただきます。都市政策課の取組状況なのですが、平成17年3月に策定した別府市交通バリアフリー基本構想に基づいて、別府駅、亀川駅でバリアフリー化事業を実施しています。これまでの取組状況なのですが、別府駅で平成18年度にエレベータを3基設置いたしております。また、亀川駅で平成19年度にエレベータを2基設置いたしております。両駅ともバリアフリー基準に適合した駅となるように整備しました。今後の取組状況なのですが、バリアフリー法が平成18年度に改正されましたので、今まで、1日当たりの利用者数が、5,000人以上であったのが、3,000人以上と拡充されたことにより、この基準に該当する別府市内の駅について、平成32年度頃までにバリアフリー化する必要があるものと考えております。以上です。

(水口補佐)

ありがとうございました。続きまして、同じページ、2の放置自転車と障害物の撤去でありますけれども、こちらは、担当課であります道路河川課から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいいたします。

(濱本補佐)

道路河川課の濱本と申します。ご説明させていただきます。移動の妨げとなる自転車

の放置につきまして、別府市地域環境美化条例に基づいて、対処しております。具体的には、市道上に放置されている自転車ではですね、通報を受けた場合は、直ちに現地に行き、警告書を張り付け、14日間の期間を置いて、一定のところに保管してですね、半年間保管しまして、そのうえで廃棄処分、若しくは、別府市のリサイクルセンターにお預けして、再度また、新たに利用していただいているというふうな形を行っております。

また、道路上に障害物とか、不法占拠物があると判断されるものがあれば、所有者に対し、撤去を指導し、関係法令に基づき処理を行っております。平成22年度の実績しかございませんが、放置自転車におきましては148件、返還につきましては1件というふうなこととなっております。以上でございます。

(水口補佐)

ありがとうございました。続きまして、その下の3、それから、次のページの4と5の交通安全関係につきましては、事業担当課であります自治振興課から説明をいただきたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

(月輪参事)

8ページの3、交通安全運動につきましては、毎年、年4回、春夏秋冬の季節ごとに10日間実施しており、期間中、広報車による広報などを行っております。

続きまして、4の高齢者運転免許証自主返納支援事業につきましては、高齢者による交通事故防止を図るため、平成22年度より、高齢者運転免許証自主返納支援事業をスタートし、運転免許証を自主的に返納した70歳以上の方に、1万円分のバスカードを交付しております。平成22年度は379件。平成23年度は264件の申請となっております。

続きまして、5の高齢者体感型交通安全教室につきましては、これにつきましては、高齢者に集まっていただき、夜間の歩行者の見え方の実験や歩行模擬体験などを通して事故防止方法を体感していただく事業となっております。参加者は約70名から80名となっております。以上であります。

(水口補佐)

ありがとうございました。次の6の福祉タクシー手当の支給につきましては、社会参

加を目的といたしまして、障害福祉課で実施しているところでありますけれども、次のページをお開きください。平成22年度におきましては、6,487人に13,576千円を支給したところであります。それでは、次の7でありますけれども、こちらは前回の会議でご説明いたしましたリフト付タクシー料金に対する助成でありまして、8と9につきましては、障害者自立支援法の地域生活支援事業といたしまして、ともに社会参加を目的に、それぞれ自動車運転免許の取得費、それから、自動車改造費用に対する助成を行っているところであります。そして、10と次のページの11でありますけれども、外出時での移動介護といたしまして、重度訪問介護、行動援護、同行援護の各介護給付費の支給、それと移動支援事業を行っているところであります。それでは、11ページをお開きください。ここからの説明は、各種制度の周知に関することでありまして、12は、前回ご説明いたしました補助犬の周知についてであります。次に、13の公共交通料金の割引措置制度につきましては、障害福祉課での窓口での手帳の交付時や電話でのお問い合わせの際に周知しているところであります。次に、12ページをお開きください。14の駐車禁止除外指定車の標章交付でありますけれども、こちらも窓口で市民の方にお渡ししています障がい福祉ガイドブックに掲載することにより、周知しているところであります。

以上が、移動・交通手段に関する市の取組状況でございますけれども、今回、参考といたしまして、タクシーとバスに関する資料を配布しておりますので、そちらを説明させていただきます。まずは、配布資料の2をお開きください。

こちらは、平成23年3月現在での市内タクシー業者の福祉車両の配車状況でありますけれども、合計で言いますと、市内には、車いす専用が8台、寝台車と車いす専用の兼用車が9台あるという状況でございます。

次のページをお開きください。こちらは、亀の井バスにご協力をいただきまして作成した資料であります。亀の井バスが保有するリフトバスと低床バスの運行状況を示したものであります。平成24年3月1日現在におきましては、乗合バスのうちリフトバスは5台、低床バスは19台を保有しているという状況でありまして、利用者数とは申しますと、平成22年度におきましては、リフトバスが推定約2,500人ということであります。そして、今後の整備計画といたしましては、低床バスは、すべてワンステップバスを導入予定としておりまして、それでは、現在どこを運行しているかと申しますと、リフトバスが外廻り循環線、低床バスが全線というふうになっております。

以上で移動・交通手段の説明を終わりますけれども、この後のグループ討議におかれ

ましては、どのようにすれば障がいのない移動を行うことができるのかということを考えながら議論をしていく必要があるものと考えております。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今説明がございましたように、移動・交通関係についての説明でした。これについて、ご意見があったらどうぞ。はい、佐藤委員。

(佐藤委員)

佐藤でございます。11ページをご覧いただきたいと思います。公共料金の割引の制度について、障害者手帳を持っている人、この中に、身体、それから知的の方の割引が全員ございます。精神の方は、これを見てわかるように、船舶だけありまして、あとは全くございません。こういう点は、市としてどのようにお考えになっているのか。大分県でも精神障がい者は、バス業界に言って、割引制度について、毎年交渉しているんですけど、バス業界がうんと言わない。その点で、大分県下で、各家族会の方が、いろいろ言ってですね、市が補てんしてくれるところもございます。別府市は、どのようにしているのか。この点についてお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

(水口補佐)

障害福祉課よりお答えをいたします。おっしゃいますとおりに、精神障がい者の手帳をお持ちの方の割引制度、それも船舶運賃の割引制度についても、つい近年、精神障がいの方をも割引になるようになったという経緯がございます。この制度について、やはり、公共交通機関とはいえ、民間の会社の経営、運営体制にも大きく影響するところでありまして、行政からの指導等という立場での問題とはならないと考えております。やはり、大分県とも連携を取りながらですね、割引のほうへ、各公共交通機関のほうにお願いできれば、いい方向に向かっていけるのではないかと、そういった、今、スタンスで考えております。以上であります。

(佐藤委員)

もう一度聞きたいんですけどね。実は、なってる県が九州であるんですよ。長崎とか、熊本とか、佐賀とか。そういうところはできて、なぜ、大分県はできないのだろうか。例えば、大分県の、私も、バスの出身ですから、よくわかって聞くのは大変悪いと思う

んですが、本家本元が西鉄なものですから、西鉄は、大分交通、大分バス、亀の井これらは皆、西鉄の資本金が入っているんです。西鉄がうんと言わんと、大分県はならないのかなあとというふうな気がしているんで、私の気持ちだけで、福岡がならないと大分もならないのかなあと。これは、政治がそのようにしていただければ、業界も行政もそのようになるのではなかろうか、自立支援法も平成18年からなつたとおりにですね、やっと精神障がい者が、日の当る所にでられたんでね、そういうところもお考えになっていただければ、自然と分かっていたけるのではなかろうかと、私、そのように思っているんで、ぜひとも、この件は強く要望したいと思いますので、よろしくお願いします。

(萩野部会長)

はい、徳田委員。

(徳田委員)

予算が絡む問題について、制約があることはよく承知をしているのですけれども、限られた範囲のですね、例えば、低床バスにしろ、リフトバスにしろ、あるいはタクシーにしろ、車いすを利用している方や障がいをお持ちの方が気持ちよく利用できる状況づくりというものが非常に大事なのではないかという気がするのですね。限られた範囲というものを承知したうえで、利用しようとするのですけれども、乗務員の人やあるいは乗客の反応で非常に不愉快な思いをしながら利用せざるを得ないということが、たくさんの方が寄せられているわけです。だから、行政が予算を割くという面に制約があるのもわかるのですけれども、交通弱者といわれます人達が、本当に気持ちよく利用できるための、例えば、乗務員に対する研修だとか、そういったことで行政が、例えばバス会社とか、タクシー会社と協議の場を持ったり、あるいは研修等の実施の呼びかけを、そういったのをもしやられているようであれば、教えていただきたいのですけれども。

(水口補佐)

障害福祉課のほうからお答えをさせていただきます。民間業者への指導につきましては、県の管轄であると考えております。特に交通体系につきましては、市内のみでの運行されておる交通会社ではなく、市内、市外とも運行されておるところもありますし、県の管轄になるのではないかと考えております。例えば、福祉事業所の職員の研修等につきましても県の管轄となっておるところがありますので、別府市単位でのそういった

指導ですね、資質の向上等の研修等については、概ね市のほうでなく県のほうにお任せしておるといふところでもあります。以上が現状であります。

(萩野部会長)

課題やな。他にないですか。はい、小野委員。

(小野委員)

小野です。別府駅ですね、バリアフリー化について、お話がありましたけれども、この事業を実施した際にですね、トイレが使いにくいというお話があったのですね。ごく最近も大分駅のトイレが使いづらいということで取り上げられましたけれども、その際に、また、別府駅のこと話題になりまして、車いすを利用する方が別府駅のトイレで閉じ込められたことがあるという話をつい最近されていました。その原因というのは、当事者の方の声を事前に聞かずに造るということなんですね。だから、事前に、やはり、当事者の方の声を聞く、そして事業を進めて、できあがったら今度はそれを当事者の方に参加していただいて検証する、そういうシステムが必要なのではないかと考えますが、いかかがでしょうか。

(造士主任)

都市政策課です。今のお話なんですが、私どももそういう話を車いす利用の方から聞いております。今後また、こういうバリアフリー構想、まだ条例ができている段階ですので、そういったときに、協議会等ワークショップを開いてですね、意見を吸い上げて、そういった場を設けていこうと思っています。

(萩野部会長)

他にないですか。では、次、事務局から説明をお願いします。

(水口補佐)

はい。それでは、**資料1**に戻りまして、13ページをお開きください。ここでは、細目の防災・防犯でありますけれども、こちらの市民からの意見をまとめますと、「安全の確保をしてほしい」ということになろうかと考えております。

また、この分野におきましては、障がい福祉計画策定のためのアンケート調査の中で、

103人の障がいのある方から、災害時の安全確保に関する意見をいただいております。その意見を「別冊資料」として委員の皆さま方だけに配布しているところでございます。その表紙に主な意見の分類を表示させていただいておりますけれども、その中でも、避難方法に関するものが多く、次に避難場所、医療や薬のことに関する意見が寄せられているところであります。こちらの意見につきましても、この後のグループ討議で活用していただければと考えております。

それでは、市の取組状況でありますけれども、14ページをお開きください。1の防災意識の普及につきましては、自治振興課が取り組んでおりますので、自治振興課のほうから説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(月輪参事)

14ページの1、防災意識の普及につきまして、まちづくり出前トークという市の事業を通して、依頼のあった各種団体に出向き、防災対策や避難の際の心得などを講話し、普及に努めております。平成23年度実績では、11団体、348名の方が参加されました。

また、平成23年度末には、従来の防災ガイドマップを見直し、今、お手元にお配りしております、新たに別府市防災シティアップとして、今月初めに全戸配布をいたしました。以上であります。

(水口補佐)

ありがとうございました。

次の2でありますけれども、こちらは消防本部の取組みでありますけれども、本日、出席までをお願いしておりませんので、ここは事務局のほうから説明させていただきます。消防庁が実施しております聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業を別府市も行うというものでありまして、まだ、具体的には実施までには至っておりませんが、方向性としましては、消防本部と福祉部局とが連携をして行おうとしているところであります。

そして、次の3と15ページの4につきましては、自治振興課の取組みでありますので、こちら自治振興課のほうから説明をお願いしたいと思います。では、よろしく願いいたします。

(月輪参事)

14ページの3、地域防災リーダーについてであります。地域社会における共助、共に助け合うということが、防災に果たす役割は大きく、そのため、防災に対する十分な知識、技能を有するリーダーを養成し、日頃から防災意識の啓発や災害に備えた訓練をすることが、地域力の向上につながり、災害に強いまちをつくることから、平成21年度に防災士養成事業に取り組んでおります。平成22年度は、39名の防災士が誕生し、平成23年度末現在98名の防災士が別府市内に誕生しています。

次に15ページの4、自主防災組織の結成について、本市では、市内全自治会に自主防災組織を結成し、毎年、防災訓練を実施しております。平成23年度2月時点で、107の町内、5,171名が参加し、各種防災訓練を行っております。以上であります。

(水口補佐)

ありがとうございました。

次の5でありますけれども、こちらは障害福祉課の取組みでありまして、災害時における要援護者の緊急受け入れに関する協定の締結をしているところであります。これは、災害が発生した場合の備えといたしまして、避難した要援護者の受け入れ先を確保するものであります。今年の1月10日に大分県立南石垣支援学校と新しく協定を締結いたしましたところであります。現在、18施設の受入先を確保いたしておりまして、300人の受入を可能としているところであります。

次の6、災害時要援護者支援制度につきましては、自治振興課のほうからの説明をよろしく願いいたします。

(月輪参事)

本市では、平成18年4月より、災害時に自力で迅速な避難が困難な方が申請により登録する災害時要援護者支援制度というものを行っております。平成24年3月末現在で、約1,100名の方に登録いただいております。以上であります。

(水口補佐)

ありがとうございました。では、次の7のほうに移らせていただきます。こちらは、緊急通報システムの整備についてであります。平成22年度末現在での設置者は72人、通報も72回と。うち警備員が出動した回数は14回であったところでございます。

続きまして、次の16ページをお開きください。8につきましては、災害用備蓄品の確保状況の抜粋を掲載いたしております。

そして、9は、障害者自立支援法による地域生活支援事業のうち日常生活用具給付等支援事業といたしまして、火災警報器、それから自動消火器を給付しているところであります。

次の10でありますけれども、こちらは消防本部の取組みでありまして、FAX119とメール119のシステムを構築いたしております、電話での119番が困難な聴覚障がい者や言語障がい者のための緊急通報手段の確保をいたしているところであります。

そして、次の17ページに移っていただきたいと思います。11の家具転倒防止器具の取付事業につきましては、地震があった場合に家具が転倒しないようにする器具を取り付けるという事業を実施いたしております。

以上が市の取組状況でありますけれども、ここで、委員からの提出資料といたしまして、村野委員から資料を提供していただいておりますので、こちらのほうの説明を村野委員よりお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いたします。

(村野委員)

それでは、私が提出させていただきました資料の説明をさせていただきます。資料1、東日本大震災、災害時要援護者の状況ということで、いろんな団体がどのような対応をしたかということをもとめさせていただきましたので、その説明をさせていただきます。お手元にありますでしょうか。

東松島市の地域包括支援センターがどのような活動を行ったのかということで、報告があがってきています。包括センターの保健師2人、保健師としての活動ローターに組み込まれたため、包括支援センターとしての業務ができなかったということです。3月の下旬になって、ケアマネを集めて、臨時の連絡協議会を開催することによって、初めて要支援高齢者は地域包括支援センター、要介護高齢者は居宅介護支援事業所、高齢者の所在を含め状況確認を行い、つないでいったということです。

避難所では、緊急的に支援が必要な高齢者が増加、通常あまり支援が必要でなかった方も支援が必要になっているということで、4月からは日本社会福祉士会の応援職員の受け入れを包括支援センターが担い、健康調査、いろんなアセスメントを行い、支援が必要な方は、先ほど言ったように包括支援センター、医療が必要な方は病院、介護が必

要な方は福祉避難所や福祉施設につなぐ仕組みを自分たちで創っていくしかなかったそうです。

5月に、在宅高齢者の実態把握を行なっています。集合住宅での暮らしになじめず未修復の家へ戻っていった、というような状況がわかってきます。仮設入居者への支援が手厚くて、結局自宅に戻った方は、支援が届かず忘れ去られていたということです。仮設住宅でのニーズ把握にも努めていて、「大丈夫。」という返答が返ってきても、高齢者にとっては手続きが困難であるとともに、判断が難しいということで、自らニーズをあげることができない現状がありました。

被災地支援を継続するためには、職員が不足しています。職員自身も被災し休みのない日々で疲れ切っていますので、相談をしても、会議をしても、どういう判断をしたら良いのかわからないことが多々あったということのようです。ですから、外部からの応援者などとニーズ把握を行い、適切な機関につないでいく仕組みを平常時からつくっておかなければならないと思います。

次のページです。大熊町民生委員児童委員協議会がどのように動いたか。ここの会長さんは、ご本人が担当地域の安否確認を40分くらいで行ったそうなのですが、携帯がつながりませんから、民生委員の方々それぞれが、自分の判断で動くしかなかったと言われています。旅館やホテルは、二次避難所として、4月以降開所されるのですけれども、当初、担当していた人がバラバラで、誰がどこにいるのかわからなかったそうです。そして、避難生活が長期化する中、些細なことが大きなトラブルになりかねないということで、自分たちで課題を解決する場づくりを行ったと言われています。

5月からは、従来行ってきたようなサロンを開始して、健康体操など、自然に被災者が集まれる場所をつくって、町からこんな通知がきているとか、世間話をする中で情報収集できることが非常に重要であったとおっしゃっています。仮設住宅での見守り活動の中で、5月には役員会、6月から定例会を再開することがやっとできるようになったということです。6月からは社会福祉協議会が生活支援ボランティアセンターというものを立ち上げて、町民同士がつながり、支え合う仕組みづくりに取り組んだということ。9月から民生委員2、3人を1チームとして、市内12か所の仮設住宅で、訪問活動を開始。12月からは民間借り上げ住宅の訪問開始。民間借り上げ住宅というのは、民間の住宅を仮設住宅と同じような取扱いにして支援を行える住宅をいうのですけれども、市内に点在していますし、孤立しやすいということで、訪問を強化していったそうです。そして、長期化する避難生活の中、困りごとを解決につなぐ役割を民生委員児

童委員が担っていたとの報告がありました。

次のページをお願いします。これは、“JDF被災地障がい者支援センターふくしま”というところの報告です。障がいをお持ちの方々を、日常から支援する団体がネットワークを組んで支援をしていこうという取り組みです。当初5団体で、郡山市内で支援をスタートしたのですが…やはり通常はですね、いろんな種別の方々にそりが合わないこともあったようですけれども、目の前で命が失われようとしているということで、「今、何とかしなきゃっていうふうに思うんだったら、皆さんいろんなことは呑み込んで、命を守るということを一番に掲げて、一枚岩で行こう。」と、つながっていったとのこと。この下に列挙されている団体が、その時つながった団体なのですけれども、ここが、被災をされた障がい者の方々を支援しています。まず、物資と情報を届けることを行っています。当初はガソリンがなくて、物資を末端に届けることが全くできませんでしたので、特殊な機材とか命にかかわるようなことは、ここの支援センターが積極的に手配をして支援を行っていったという経緯があります。その中で一般避難所を訪問しています。一般避難所には、やはり障がい者が少ないと。避難所にはほとんどいらっしやらないということですね。その避難所にいらっしやる方にお伺いをすると、一般の避難所では…次のページを見ていただきますと、持病があるため、食事内容で症状が左右されるであったり、障がいを持つ子供にストレスがたまって日中過ごせる場所がほしい、薬がない、障がい者に配慮した情報提供がほしいというようないろんな問題があって、住環境の厳しさ、周囲との関係、ニーズに応じた機器の不足という課題から、自宅に戻らざるを得ないと。親戚の家に行くという方もいたようですが、ベッドもないので何日も車いすに乗ったまま寝ざるを得ない車いす利用者であったり、自閉症の子が周囲になじめず車で寝泊りをするしかない、精神障がいのある方は薬が手に入らず幻覚や幻聴の激しい状況に陥っているというようなことで、やむなく馬小屋で数日間を過ごすというような障がい者の方もいらっしやった。そして、先ほどと同じように避難所を離れると情報が入らない、相談もできない状況があるという調査報告が上がっています。

次に、在宅障がい者の訪問調査を行った内容なのですけれども、市がですね、災害前の要援護者リストで在宅の障がい者の状況確認をしているのですが、一般の施設長に情報提供をしてほしくないという同意をしていなかった障がい者がリストから漏れているということで、市と障がい者の事業所「ぴーなっつ」というところがあるんですが、そこと支援センターで協議の上、障害者手帳の所持者の個人情報を開示することを決めました。ことが起こってから情報を開示して、4月30日から9月まで支援センターは安否

確認なり訪問調査を行っています。そして次のページをお願いします。その訪問調査で分かったことなのですが、手帳所持者の半数近くが自宅に残っていた。市内に残っている7割がいったんは避難しているが、その半数は避難所を避けて親族や知人宅へ避難した。避難の際に何らかの支援が必要な人は4割。必要な支援内容は、移動手段、介助、医療の確保、バリアフリーの設備、情報提供、コミュニケーションの不足など。いったん避難した人が、一般避難所では生活ができないということで、結局は自宅に戻るしかないということですね。避難場所での支援が必要な方は7割にもなる。自宅に残っている人の3割以上が、南相馬市ですから、緊急時避難準備区域（何か起こったら避難をしないといけないという、緊急避難のための準備をしておかなければならない地域）というところがあるのですが、そこに残っていらっしゃる方々の3割以上が、移動に対する何らかの支援が必要だということも調査でわかっています。

時間がたつにつれ、少しずつ事業所が再開してくるのですが、その事業所の支援も行っていきます。職員は不足しているのに、利用者は増える。結局、いろんな事業所で働いていた方が、再開したところに集中しますので、とても厳しい状況があった。ただ、仕事は激減、売り上げは震災前の3割、そのため誇りを持って働く新たな仕事起こしまで手伝っていかねばならないということでした。

センターでは、暮らしを取り戻すための活動ということで、一連の支援活動を10のステージにわけてまとめています。自分たちがどんなことをしてきたかということをつなぐために発信しています。これは時間の関係で割愛しますが、皆さん方にはじっくり読んで頂きたいと思います。

次のページに移っていただきたいのですが、安否確認から命を守る活動、そして生活をしていくというためには仕事や生活の場所をきちっと確保するというカタチで、少しずつ支援の内容が変わってきていますが、郡山市内に障がい者の交流サロンをつくり、情報共有する場、県外避難の障がい者を支援するためのケア付き住宅を用意して、そちらに移動していただくということも行っています。専門的な知識や技能が必要なために、特に日常からそういう活動をされている方々を中心とした支援が必要だということですね。またそれは、日常から色々な各種団体や支援者が手を取り合って、ある程度の状況を見こして、つながっておかなければならないということですね。

次は、社会福祉法人石巻祥心会。ここは知的障がい者を中心に更生施設、通所事業所、通所更生、グループホームという運営をしているところなのですが、ここは自称福祉避難所というものを設置するとともに、地域で生活する障がい者への様々な支援を行って

います。通所の利用者を送り届けるために車を出しましたが、津波がきたために戻って来ています。家族が迎えに来て、帰る自宅が流されてないということで、結局は通所の施設に泊まらなければならない状況だったそうです。次のページですね。また、自衛隊のヘリで救助された一般の方々が次々におろされる。この方々も行くところがないので、法人の事務所ホールを開放して、避難場所として食事の提供も施設が行っています。福祉避難所、これは自称です。前もって行政と提携を結んでいたわけではないのですが、地域の障がい者の避難先が分からないため、当初4人で2日間、徹夜で地域の避難所の訪問を開始しています。大学の構内に座り込んでうずくまっている障がい者などの状況から、最大約100人の障がい者と家族を受け入れていくということをこの施設では行っています。障がいの種類や程度が違う、本人の名前もわからない、福祉サービスを使ったことがない、良かれと思ってやったことで怒られた、などの状況からわかったのが、施設での支援だと、どうしても管理の視点が入ってしまうが、福祉避難所は施設とは違う。支援者がいることでの安心感を持ってもらったり、避難されている方の生活を見守る視点が重要だといっています。さらに、法人の中で医療チームや通院や服薬のフォローも行っています。

専門職ボランティアの受け入れ調整を、当初は法人で行っていたらしいのですが、問合せの増加で職員数が少ない中、とても調整が困難になってきたそうです。それがたまたま新潟県中越地震の経験から、社会福祉法人「りとるらいふ」というところが、コーディネートを申し出てくれたらしく、ボランティアの募集、ローテーションの編成、オリエンテーションなどのコーディネートを担ってくださったそうです。そしてそのような、ノウハウを持った人達がきてくれたおかげで、職員も安心して支援をすることができたということです。

それから、当初6つの事業所があったのですが、各通所施設では利用者を避難所として受け入れてきたので、大きくなると大変なので1箇所の人に人を集めて行って、通所サービスも再開をしたそうです。施設として、通所サービスを早く再開してくれることが私たち支援者としては地域のためになるというふうに思っていますので、福祉避難所だけでなく、通所サービスを早く再開するための準備をしていただきたいと思います。

次のページですね。在宅障がい者の実態把握について、いろんな団体が独自に調査をしますと重複や漏れがでてきて、バラバラの支援になりかねないということで、市内3箇所の相談支援事業所が宮城県と石巻市と調整して、障害者手帳の個人情報を開示する。ここでも、ことが起こった後に情報を開示して支援を行わなければならないという状況

だったということを覚えておいていただきたいと思います。そして、被害の大きかった沿岸地域の障がい者個別訪問終了に、およそ3か月間かかっている。中には、訪問で死体の第一発見者になるというような、本当に過酷な現状がある中、皆さん方は被災者でありながら、必死に支援活動を展開しているということが見て取れると思います。

新たに仮設グループホームの建設も行なっています。グループホームは、入所していた方が別の事業所に避難をされていて、受け入れをしたくても他の方や一般の方がいるために、戻ってきてもらうことができなかったそうです。仮設のグループホームを建設できないかということが、たまたまお見えになった日本財団の方と話が進んで、そういう方々の対応をしていったそうです。

最後に法人として、被災者支援に取り組んでいったことをまとめて報告をしています。その中で一番大切なのは、法人内にはいろんな事業所があるので、現場責任者が顔を合わせ情報共有する機会をつくるなど、災害時は情報の一元化をしないと混乱が起こるということをおっしゃっています。

次は相馬市立相馬愛育園。私立の児童養護施設なのですけれども、次のページですね。日中でしたから職員が豊富にいたのですが、夜だったら極めて少ない職員体制の中対応しなければならなかった、職員の多い時間帯でよかったというのが最初にでた言葉です。

お休みだった職員2人の安否確認の報告ですが、ひとは翌朝に連絡がついたのですが、もうひとは津波に巻き込まれて、家ごと流されながら、何とか助かったという非常に大変な思いをしていたということが後からわかったそうです。

施設には、3日分の非常食が備蓄してあり、とりあえずいろんな方々から支援をしていただきながら、2週間乗り切ったところで、やっと物資が入り始めたそうです。それでも乳製品は、4月の下旬まで入ってこなかった。そして、2、3か月たって落ち着いてくると普通の状態に戻すことが子どもにとって必要で、もらうことが当たり前ではないという調整をしていくことが大変だったと言っています。

福島第一原発の事故により、外遊びが出来ない子どもたちにストレスをためさせないよう好きに過ごさせたのですが、結果わがままになり、元の状態に戻すのに5月末までかかったということです。市は津波対策に追われていて、児童相談所とは交通も分断されていたため、安全確保について施設が独自の判断で進めることの相当の覚悟が必要だったと担当者は言っています。

それともうひとつ、これは震災で新たな絆というふうに書いていますけれども、3年前に親御さんから連絡が合ったきりだとか、生まれてから5年間音信不通だった親でさ

え、子どもを引き取りたいという声があがってきたということです。ただ、連絡もない親もいたので、連絡があって喜んでいる子どもがいて、片方は全くないということ。そういう子どもたちへの気配りというものが非常に大変だったということです。福島県内では、21人の子どもが震災遺児となり、被災県では240人の子どもが親御さんを亡くされたということです。これらの件について詳しく説明しましたが、いろんな団体であったり、いろんなところで、それぞれ災害が起こった後に命を守るための活動が、必死に行われていました。それを知ることによって、それぞれが平時にどのようなことをやっておかなければならないかということのを少しでも皆さんに理解していただきたいと思いました。これまでの情報は、社会福祉法人 東京都社会福祉協議会発行、「東日本大震災 高齢者、障害者、子どもを支えたひとたち」から抜粋してお伝えしました。

提出資料の2のほうは、これは、皆さん方に見ていただきたい資料です。NPOの方々、被災地の避難所に入って調査を行い専門職に支援をつないでいったという資料です。この活動は、2011年3月17日から5月1日までのレポートなのですが、その後もずっと活動を行っています。初動の活動は非常に大事になると思いますので、これには目を通していただきたいと思います。

それと資料3ですが、「週刊つぶやき」というのは、“震災がつなぐ全国ネットワーク”という私が入っている団体が足湯活動を通じて1万人の被災者の声をまとめた冊子です。1ページめくっていただきますと、左側にいろいろなカテゴリー別に声をまとめていますので、皆さん方に直接かかわる内容でこの辺のところを知りたいということがあれば、そのページにそのことについて被災者の方々がじかに話された言葉が載っています。それを読んで頂けると、どんな状況だったのかが見て取れると思いますので、今回資料として提出させていただきました。以上です。

(水口補佐)

ありがとうございました。皆さま方におかれましては、この後のグループ討議で、いざというときのためにどのような備えをしておく必要があるのかということをお考えながら、骨格とする事項をまとめていく必要があるのではないか、そう考えております。

それでは、以上をもちまして、村野委員からの説明を含めた生活環境の項目の説明が一通り終わりますので、ここで、障害者基本法の規定を見ておきたいと思っております。配布

資料の5-1をお開きください。

障害者基本法の中での生活環境に関する部分であります。20条の住宅の確保と21

条の公共的施設のバリアフリー化、そして、次のページにあります26条の防災及び防犯の各規定が置かれているところであります。これらの規定につきましては、国と地方公共団体に対して各施策を講じるよう促しております、21条の第2項では、事業者に対しても努力義務を課しているところであります。以上で説明を終わります。

(萩野部会長)

何かご質問があれば、どうぞ。

(村野委員)

防災防犯のところの質問をさせていただいてもよろしいでしょうか。14ページなんですけれども。まず1番のですね、防災ガイドマップの全戸配布。この配布の方法はどういうふうにしてるのかということをお教えいただきたい。

それから、2番目として、私も防災士の講師として出向いてますので、研修は存じますけど、人材育成は非常に大切なので、必要だと思いますが、これは3日間しか講習がありません。その後の例えばスキルアップであるとか、居住している自治会の会長さんから推薦された方々は、地域の中で認められていくと思うのですが、居住している地域での関係性であったり、地域の中でどういうふうな位置づけをされているのか。

3番目としまして、防災訓練を実施されていますけれども、質問の中にもありましたけれども、避難訓練の部分、ていうのが、例えば、要援護者の方が参加されて、避難訓練を行っているところの自治会が、北中の自治会ではさせていただきましたけれども、それ以外にあるのかどうか。

それから5番目の協定を結んでいる受け入れ施設というのは、これは、福祉避難所というような位置付けでいいのかどうか。

それと6番目の内容としましては、先ほどの参事のお話の中では、何人か手上げ方式で登録をしてらっしゃるということで、2回目の会議の前に私のほうで教えていただいたときの数字だと思うのですが、その時には民生委員さんのほうの、社会福祉課のほうでも登録をしているというような数字の資料を提出させていただきました。その時にはやはり明らかに数字が違ってましたので、情報共有をしていくってようなことが行われているということが書いてますが、今現在、情報の共有ができていて、進められているのかということも教えていただければ。

そして、4番ともかぶりますけれども、その情報共有をしたリストに基づいての避難

訓練なのか、されているのかどうか、教えていただきたいというふうに思っています。以上です。

(月輪参事)

1 番の防災シティマップの配布につきましては、4月号の市報で、全戸配布させていただきました。ただ、実際に全戸届いたのかどうかというのは、自治会の絡みもありますので、市内の公共施設にも防災シティマップを置いております。ただ、今回、防災ガイドマップを作成するのに当たり、一部修正部分がありましたので、今週、その修正部分の差替えを行って、今週中に、あと関係機関ですね、福祉機関、教育機関、民間機関、そういったところにもできるだけ広く防災シティマップを配布する手続きをしております。

3 番目の地域防災リーダーにつきましては、別府市が今3年目、地域防災リーダーを養成しております。例えば、その年に地域防災リーダーの方が合格すれば、次の年の6月、7月ぐらいにその取得した方を集めて市独自の研修会を行っております。その後、防災士さんが、地域での避難訓練等をする際には、先頭に立って地域での計画を立てていただくとか、そういったことをお願いしております。実際に145の自主防災会がありますが、全ての自主防災会で訓練がされているかというところではありません。今までの慣例で、している自主防災会もあれば、全くしない自主防災会もございました。ただ、3. 11以降、やはり自主防災会の方も避難訓練の重要性を分かっていたか、例年に比べて23年度は自主防災会の訓練は多ございます。その中に防災士さんもいらっしゃいますので、私どもが参加させていただいた自治会でも、やはり防災士さんが自治会長さんと一緒になって、先頭になって、そういった訓練の計画をしておるんで、やはり、防災士さんがいる自治会というのはまとまって、そういった日頃の訓練には非常に役立っているという実感は多いです。

6 番の要援護者の制度でございますが、この制度につきましては、各関係課、障害福祉課、高齢者福祉課、児童家庭課、私どもの自治振興課、それから社会福祉課、そういうところで情報の共有を行っております。システムでお互いの当事者を見るようにしております。このリストにつきましては、年1回、自治委員さんや民生委員さんにリストをお配りして、そのリストを基に、また自治会でそういった見守り、若しくはそういった避難訓練の際にどこにどういった方がいるかというのを把握していただいて、何かあったときの手助けにしていきたいと思っております。

(水口補佐)

それでは、5番目の協定についてのお答えいたしたいと思います。要援護者の緊急受け入れに関する協定ということで締結いたしております。3. 1 1のときに福祉避難所として指定をしたのはですね、3月末若しくは4月の初め頃であったと記憶しております。別府市におきましてもあらかじめ協定を締結しておきましてですね、いざというとき、万万一のときにはですね、福祉避難所とする指定ができるという位置づけ、そういう協定というふうに捉えております。以上です。

(村野委員)

さらに質問ということによろしいでしょうか。

(萩野部会長)

はい、どうぞ。

(村野委員)

先ほどの、全戸配布のことなのですが、なぜ、そういうことを聞くのかというと、高齢者の独り暮らしの方が自治会に加入していない場合が多いという現状を昨年の訓練で確認していますので、今の自治会の配布の仕組みでは、本当に必要な方に届いていない、ということが懸念されると思ったのでこの質問をさせていただきました。それと、要援護者についての避難訓練、自主防災組織が北中の自治会もそうでしたけれども、通常の避難訓練というのは、下にも記載されていますように、消火訓練であったり、応急手当訓練であったり、ということを中心に組まれていることが多いですよ。それも絶対に必要ですが、その中で一番皆さんが気になっているのが避難、移動するときですよ。そこが今行っている訓練では、あまり重きを置かれていないという現実があるので、要援護者を含めて本当に移動できるのか？というところを強化していかないと、本当の安全にはつながらないと思います。また、それを6番に絡ませて…最初の防災士研修の部分というのは、本当に知識だけだと思うんですよ。その後、地域の中に入って、その人たちが避難をするという仕組みを地域で作っていきけるような人材となるプログラムがあるかということが一番大切なのではないかと思いますので、このような話をさせていただきました。

さらに確認ですが、今現在、民生委員さんと自治会には、市から情報が下りているということなんですね。全て下ろしていると、情報は共有されている、同じデータを持っている、同じ名簿として持っていらっしゃるということですのでいいのですよね。はい、わかりました。ありがとうございます。

(北地委員)

1点だけいいですか。

(萩野部会長)

はい、どうぞ。

(北地委員)

16ページの8について、少しだけ教えていただきたいと思います。災害用備蓄品をここで確保しているということですが、別府市内でこれだけの数なんですか。

それが1点と、オストメイトとかの内部障がいの方の備品というのは入っていないのでしょうか。

その2点と。意見で申し上げておきたいのは、市内の各事業所に対する備蓄を含めた依頼等は市のほうでやっていますでしょうか。

(水口補佐)

障害福祉課のほうから、それではお答えします。全体的な数字はこのとおりであると思います。それと内部障がいの方が使うオストメイトの備蓄については、これから検討していかなければならないと考えております。それから、各事業所につきましては、先ほどの協定を締結している事業所につきましては、調査をいたしておりまして、備蓄の内容について報告をいただいているところであります。今後は、自治振興課のほうと協力をいたしまして、よりきめ細やかな備蓄の状況を構築していきたい、そのように考えております。以上です。

(月輪参事)

備蓄物資につきましては、私がこの表を見ると、障がい者の方が使用されるようなものを抜粋しているようにあります。備蓄物資につきましては、当然市として、アル

ファ米とか、水とか、ミルクとか、他にもっと備蓄物資はございます。これは、ごく一部だけでございます。

(北地委員)

議長、すみません。今の事業所というふうにご説明がありましたけれども、私が申し上げた事業所というのは、法人組織ということではなく、民間の事業所も含めたというふうにご理解をいただきたいと思います。

(水口補佐)

法人民間を問わずですね、障害福祉に従事していただいております事業所の方につきましても、備蓄するほうが望ましいというふうな考えをこれから具体的に自治振興課のほうと協議を進めていきたいと、そういうふう考えております。以上です。

(月輪参事)

民間でも、事業継続計画というものが災害が起きたときに必要だといわれております。私どもが、今回、津波避難ビルとか、そういった関連でも企業さんにお邪魔したりする機会があるのですが、そういった際にも、事業所で何かあったときには、当然社員、及びその近隣の帰宅避難者もいますので、そういった方のためにも事業所ごとにそういった備蓄をしていただきたいということは、その都度ご説明はしております。

(萩野部会長)

今後、そういうふうに行っていきますということです。ほか、いいですかね。

今、いろいろとご質問もありました。それでは、今までの分につきましては、生活環境のことがでたわけでありまして、また、いろいろと皆さんで確認していただいて、後でグループに分かれていただいたときに、いろんなお話をしていただきたいと思います。

では、続きまして、事務局から雇用・就労について説明をしていただきたいと思っております。

(水口補佐)

それでは、項目を移しまして、雇用・就労についてのご説明させていただきます。配布資料の1の18ページをお開きください。

この項目に関する市民からの意見でありますけれども、障がいのある人もない人も、「雇用を増やしてほしい」や「就労支援を充実してほしい」といった意見にまとめることができるのではないかと、そう考えております。

では、このような意見がある中で、市の取組状況でありますけれども、次の19ページをお開きください。ここの1と2については、本日出席していただいております職員課が取り組んでいるところであります。それでは、職員課のほうからご説明をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(末田補佐)

職員課人事係の末田と申します。よろしく願いします。座って説明をさせていただきます。

それでは、職員課関係部分についてのご説明でありますけれども、1番目の障がい者の雇用につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づきまして、現在、職員採用試験を実施している状況であります。上の表にありますように、教育委員会等を含めた市役所全体で、現在15名を雇用している状況でございます。

それから2番目の精神障がい者の臨時職員としての雇用につきましては、雇用が立ち遅れている精神障がい者に対し、就労機会の拡大を図り、一般就労につなげることを目的といたしまして、平成23年度に実習生として受け入れを行いました。そして、平成24年度からは、臨時職員として、雇用いたしまして、現在、障害福祉課のほうにて、週4日勤務していただいている状況でございます。以上簡単ではありますが、職員課関係の部分の説明とさせていただきます。

(水口補佐)

ありがとうございました。それでは続きまして次のページ、20ページをお開きください。3の新規雇用における事業主に対する各種助成金制度の周知であります。これは障害福祉課から積極的に広報したりはしていないのでありますけれども、機会がある都度、その周知をしているところであります。

次に、その下の4でありますけれども、これは、障害者自立支援法の規定によりまして、就労移行支援と就労継続支援の各訓練等給付費を支給しているところであります。

続きまして、次のページをお開きください。5の官公需における発注促進といたしましては、障害福祉課から市役所の全課へ向けまして、発注に当たっての配慮通知を発出

しているところであります。

次に行きまして、6番目でありますけれども、障害者自立支援法に規定されております地域生活支援事業といたしまして、社会復帰の促進を図るために、更生訓練費を支給しているところであります。

そして、次の7番であります。継続雇用する場合の事業主に対する助成金制度であります。こちらは先ほどの新規雇用の場合と同様の取組みをしているところであります。

以上が、市の取組状況でありますけれども、本日の会議に出席していただいております障害者自立支援協議会の委員であります別府公共職業安定所の佐原さんにご協力をいただきまして、障がい者の雇用状況の資料を作成いたしましたので、ここで、その説明をさせていただきたいと思っております。配布資料の4をお開きください。

まず、1の職業紹介の状況についてであります。こちらは、平成22年度の別府公共職業安定所の状況でありまして、障がい別にその状況を集計しているものであります。各障がい者の合計で言いますと、新規求職申込件数が272件、紹介件数が511件、就職件数が119件となっております。

次の2は、平成22年度3月末現在の有効求職者の状況でありますけれども、別府公共職業安定所におきましては、合計で328人の有効求職者がいるという状況であります。

そして、次の3の民間企業における障がい者の雇用状況につきましては、平成22年6月1日現在での別府公共職業安定所の状況を示したものでありますけれども、96の企業の58.3%に当たる56の企業が法定雇用率を達成している状況であります。

最後に4番目であります。こちらは、大分労働局とハローワーク別府が2月24日に行いました障害者就職面接会についてであります。参加事業所は24で、求人数は57人という状況でございます。

それでは、これで、雇用・就労の説明が一通り終わりましたので、ここでまた、障害者基本法の規定を見ておきたいと思っております。次のページの資料の5-1をお開きください。この中で雇用・就労に関する規定でありますけれども、18条と19条が当該規定であります。それぞれ国と地方公共団体に対しまして、各施策を講じるよう促しています。そして、19条の第2項におきましては、事業主に対しましても雇用安定の努力義務を課しているところであります。

以上をもちまして、事務局からの説明を終わりますけれども、この後のグループ討議におかれましては、配布資料の6といたしまして、6自治体条例の生活環境と雇用・就

労部分について、配布させていただいておりますので、そちらも参考にさせていただきたい、そう考えております。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。それでは、今の雇用・就労に関する説明について、何かご質問がありましたら、どうぞ。

はい、北地委員。

(北地委員)

19ページの職員課の末田さんのほうにご説明いただきたいのですが、市のほうで、当然、法定雇用率は達成しておられました。現在、15名の方が別府市で雇用されていらっしゃるわけですが、その内実を少し、教えていただきたいと思います。

ひとつには、この15名の方の、現在採用されている方の、もともとの障がいがあった方か、いわゆる市役所の公務員になってから後に内部障がい等で障がい者になられた方なのか、これがまず1点。

それと、今、15名の方の障がい別のひとつ内訳と、分かれば等級の程度で結構でございますが、お教えをいただきたいと思います。以上です。

(末田補佐)

それでは、お答えさせていただきます。15名の内訳につきましては、もともと障がいを持った方で入られた方が、7名、現在いらっしゃいます。残りの方についてはですね、役所に入った後に、何らかの形で、障がい者となったという状況でございます。

それと、障がいの種類ですが、全て身体障がいでありまして、等級については、1級が、現在、4名でございます。2級が2名。あとは、4級以下という状況であります。

(萩野部会長)

いいですね。はい、西田委員。

(西田副部会長)

私は、視覚障がい者なのですが、一般企業においてもですね、官公庁において

も、視覚障がい者が働く場所というのがないんですよ、なかなか。だから、今、ほとんど太陽の家を除いてはですね、皆無の状況ではないかなと私は思っているわけです。それで、平成2年にね、当時の労働省、今の厚労省ですけども、ヘルスキーパー制度というものを推し進めてきておりました、全国で各企業に、いわゆる私どもがだいたい伝統的に天職としております、私もそうなんですけれども、鍼灸マッサージですね、これを、ヘルスキーパーということで、各企業の中にね、設置してもらって、その中で働いている従業員ですね、労働者の健康管理、病気をしないように予防と、そういう面でおこなっているわけですけども、今回これを機会にですね、ヘルスキーパーという制度を設けることによってですね、視覚障がい者の職域も広がってくると思いますし、また、企業においてもですね、障がい者の雇用率を上げることもできるというわけです。最近やはり皆さん、働く場所もね、一般の人手もない状況で、その中で特にこれまで私どもの鍼灸に関する法律というものがあまして、その中の19条で、視覚障がい者の職業の保護ということで、一般の学校、鍼灸のマッサージの養成施設が制限されていたのですけれども、それが規制緩和で最近どんどん全国に学校ができて、一般の健常者といえますか、晴眼者の業者が増えてきているわけです。それにもまして、また一般のね、資格を持たない、いわゆる健康産業というのが、たくさん巷にあふれておりました、私どもは、国家試験を受けて仕事をしているわけですけども、そういうなんか民間の資格みたいなのでですね、やはりあふれて、我々の、視覚障がい者が廃業に追い込まれるということがものすごくでているわけです。ですから、視覚障がい者の就業率がものすごく下がっているわけです。そういうことで、やはりヘルスキーパーというものをね、各事業所ないし、官公庁に設備してもらおうということ、やはりこれを機会に何らかの形で、この条例の中にね、ヘルスキーパーという言葉自体が条例の中に載らなくてもいいんですけども、そういう道が開けるような、そういうことを盛り込んで頂ければと思っております。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ほかにはないですかね。それでは、ここで、いったん休憩をして、グループ討論の準備をしたいと思っております。今日は、雇用・就労組と生活環境。前回のように机を口の字のように動かしてください。お願いします。

(机と椅子を移動)

(萩野部会長)

それでは、10分間の休憩とします。

(休憩)

(萩野部会長)

それでは、再開をさせていただきます。まずは、それぞれのグループ長さんを決めていただきまして、その方から進行をよろしく願いいたします。

それから、このグループ討議につきましては、議事録に残りませんので、皆さん方で十分お話しをしてですね、こういうふう到最后まとめあげるということをよく確認していただきます。明記すべき事項ということで、よく残すようにしてもらわないと、後で、どういう考えでこういう議論があったかということの説明しななくなりますので、その点ひとつよろしく願いいたします。それと、だいたいまとまった時点で、まとまったと事務局のほうに言ってください。その後がありますから、お願いします。それでは、始めてください。

(グループ長決めとグループ討論)

(萩野部会長)

それでは、再開いたします。

まず最初に、生活環境について、グループで検討した結果をグループ長さんよりお願いを申し上げます。

(徳田委員)

それでは、今日、私が進行役を務めましたので、生活環境のほうについて、概略を説明します。

一応、今日の議論は、一番重点を置いたのは、防災におきました。先日、浜田市長から、この条例については、オンリーワン。全国で、別府だけが、あるいは別府ならではにしたいとおっしゃっていらして、その時にたぶん意識されていたのはこの防災、安全の問題というふう理解していらして、メンバーに村野さんがいらっしゃいます

ので、補足説明を受けながら、防災、震災時における、対応についての条例の問題を議論をしたのが第一です。

それから2番目に、親亡き後の問題をどこで議論するのかということが明確でないままに推移していましたので、住宅の問題に関連して、親亡き後の問題の議論をしました。この2つが特徴で、あとは、それぞれの分科会に分かれる前の議論を踏まえて、要約したのになっています。一応、全体の明記すべき事項だけ、ご説明しておきます。

最初に、市は、道路における段差の解消、歩道の確保、視覚障がい者誘導ブロック、音声案内等の整備に努めるべきであること。これは、先ほどの質疑の中で明確になったところ です。

2番目に、公営住宅のユニバーサルデザイン化、公営住宅における障がい者、高齢者専用住宅の一層の確保を市に義務付けること。これも、ご説明するまでもないと思います。

それから、市は、民間共同住宅のユニバーサルデザイン化に対して、補助金の交付等の支援制度を整備すべきであること。さらに、市は、障がい者の民間住宅の賃借を円滑化するため、①障がい者を理由とする入居拒否を禁止し、②障がい者が賃借する際の保証人制度を整備すべきこと。

それから、その次が親亡き後の問題に関連することですが、障がい者のためのショートステイ、グループホーム、福祉ホーム、障がい者高齢者入所施設の整備に努めるべきことを明記すること。この点については、今日の議論の中で、別府市に知的障がい者のグループホームが全くないと、何年にもわたってこの整備について課題とされてきたのが実現していないことに鑑みて、その実現のために具体的にどうすべきかということ を議論しました。大分市における取り組みだとか、いろんな事例を挙げて議論した結果として、通所施設において、利用者の宿泊研修。大分市はこれでグループホームを設置することに成功したようでありすけれども、いわゆる通所施設の宿泊研修。それから、できうれば、通所施設におけるショートステイといったことの整備に努めるということ、そういったことを具体的に条例の中に書き込むことによって、別府市において、知的障がい者のグループホームの設置、あるいは精神障がい者のグループホームにおける拡充につなげるということが大事だということが議論されました。

それから、市及び事業者は、公共的施設を建設するに当たっては、計画段階において、障がい者の要望を聴取する機会を必ず設けるべきである旨を明記すること。これも先ほどでておりましたので、申し上げることはないと思います。

それから、市及び事業者は、障害者基本法 21 条 2 項に基づいて、公共的施設に求められる措置としての障がい者専用駐車場、トイレ、音声によるガイド、手話、筆記手段の確保に努めるべきこと。これも特にご説明するまでもないと思います。

それから、市及び事業者は、車いす利用者、視覚聴覚障がい者の J R、バス、タクシーへの利用を円滑にするため、体制の整備、研修の実施等に努めるべきこと。これもご説明することはないと思います。

それに関連して次に、市は、精神障がい者に対する交通手段の確保等に関する施策の拡充に努めるべきこと。具体的には、バスの割引制度等が大分県で実施されていないことを踏まえて、そのことを条例の中に入れていこうということです。

最後に、防災に関してですけれど、市は、障がい者に対する災害時の支援のあり方について、東日本大震災の教訓を踏まえた基本計画の策定に取り組むべきこと。その内容として、①要援護者リストの作成のあり方の再検討、援助者リスト、援助手順作成の必要性、それから、福祉避難所の整備の必要性、災害時の情報伝達システムの整備の必要性、それから、避難後の支援のあり方、それから、避難所の運営のあり方に関するマニュアルの作成の必要性、それから、障がい者に必要とされる災害用備蓄品の確保のための指針の必要性、それから、防災士を含む災害ボランティアの育成システムをつくっていくことの必要性、さらに、日常的な防災ネットワークを構築するために、様々な事業所、民間団体との日常的な協力体制をつくること。これらを盛り込むべきであるということがひとつ。それから、もうひとつの柱として、市は、市内各地区ごとに障がい者、高齢者が参加する防災避難訓練を毎年実施することに努めること。これらを盛り込むべきではないかと、以上のようなことです。

(萩野部会長)

ありがとうございました。今、それぞれ、生活環境についての発表です。これについて、いいですか。だいたい、先ほどの議論の中ででてきていましたので、これについては、ご意見なしということで行きます。

次、雇用・就労についてのまとめをどうぞ。

(北地委員)

それでは、雇用・就労のまとめ、お手元に 2 枚紙がありますが、その前に私どもの議事のお進めでありますけれども、河野龍児さんがまとめ役ということでしていただいて、

よいお話をいたしました。各委員さんがそれぞれの立場で、本当に現実的なお話をいただきました。特にその中で、精神の関係の方、知的の障がい者の方については、就労は大変厳しい現実にある。例えば、特別支援学校をでて、一般企業に就労される方は皆無である。ということの本当に切実な意見がでてまいりました。また、条例をつくる会の委員の方からは、アンケート調査約30件の意見を読み上げていただきました。その中で特に、入院3日目に完全失職となり、退職した時に上司よりもうあなたは駄目だからやめてくださいと言われた。この言葉で幾度死のうかと思ったかしれませんというふうな、本当に厳しい切実なアンケートの結果のご報告をいただいております。また、意見として、この働くという、労働と雇用という関係でいきますと、障がい者が働くということは、生産性、即労働という概念ではなく、やはり、働くということは、生き甲斐であり、充実感であり、社会とつながることだという意味合いの発言の中から議論が進んでまいりました。ひとつには、就労前の教育の段階で、この問題をやはり考えていくべきだというご意見の中から南石垣支援学校では、来年から職業コースが設けられるという発表もございました。特に就労前の教育が必要だというご意見。また、雇用に際しましては、機会均等をきちっと平等に行うということ。すなわち、採用に当たっての、不利益な、また、間接的な差別をしないということの徹底であります。また、採用後には、当然雇用契約ですから、就業規則、雇用契約等安全なものを結んでいく。それも、差別のない、一般職員と同じということで、また、休みたいとき、どうしても障がいのある方、ずっと継続して無理な場合、休業した時も安心して、休業できるというのが、きちっとしたものが必要だということが言われました。また、やはり行政が、このことについて、啓発広報、また、事業者に対しての広報啓発する際に、行政が果たすべき役割、また、地域とどう連携を進めていくか、ある例でございますが、民生委員さん児童委員さんが地域の知的の方をクリーニング店で働いてもらう、そういう地域の中でもやれているというところのご報告もありました。また、オンリーワンという言葉、徳田委員さんからもお話しがございましたけれども、別府は第三次産業の盛んなところあります。ホテル旅館等々では、結構働く場が職種によってはあるのではないかとご意見も承っております。ということで、一応、お手元の資料のまとめを発表させていただきます。

事業者は、労働者の募集又は採用に当たって、障がいを理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをしないこと。よく言われるのが、採用時、通勤はあなた自分でやってくださいよとか、実際は入ってみれば、車いす用の

トイレは狭くて全く使えない、いろんな問題が現実あるわけですから、そこら辺不利益な取扱いをしないということ。

また、事業者は、賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、障がい者を理由として、不利益な取扱いをしないこと。特に精神の障がいを持つご家族の委員さんからは、精神障がい者の特性に合わせた8時間労働というのはなかなか持続困難な面がありますので、週に3日、3時間、2時間でも、そういうふうな労働時間の実施を保障していく、制度の中で保障をしていくということが必要であります。

それから、今、先ほど申し上げましたように、働くということが生産性と結び付きますと、重度の障がい者にとって働くということは何なのかということになっていくわけです。最重度の障がい者に対しても在宅就労の支援、または、いろんな考え方があるかと思えます。先進事例もあると思えます。そこら辺を実施をしていく。それから、福祉的就労における工賃、また、条件等の方策を実施していただきたい。

それから、事業者は、障がい者が働きやすい環境を整えるよう努力すること。この中で特に、雇用助成金、ご案内のとおりジョブコーチ、それから職業生活相談員等の配置、長期による就労につなげられるようにする。会議、研修の際の資料等について、障がい特性に即した合理的配慮を行う。

それから、2枚目ですが、市及び事業者は、障がい者を理由として、解雇し、又は退職を強いることを禁ず。これは当然でございます。

それからその次、市は、障がい者の希望と適性に応じ、障がい者が雇用契約に基づき就労することが可能となり、及び福祉的就労関係事業所における工賃の水準の向上その他必要な環境が整備されるよう、企業、関係行政機関その他関係者との連携及び協力により、必要な施策を講じなければならない。考え方といたしましては、雇用・就労の推進に向けた施策、雇用助成金の制度で対応できないときは通勤支援等の公的サービスの利用を可能とする。例えば通勤等にホームヘルパーさんが同行できるとかそこら辺の問題であります。官公需、行政等の一般入札の際の障がい者雇用事業所へのより一層の配分増加措置の実施。雇用率を高め、いろいろと努力しているところには、それだけの応分の利益を与えるという考えであります。

それから、市及び障害者の雇用の促進等に関する法律第43条にいわゆる書いてございますけれども、一層の障がい者雇用の促進に努めなければならない。前項以外の事業主又は使用者は、事業内容などを勘案して、障がい者の雇用促進に努めるものとする。

質問でもできましたけれども、市のほうも2.1%をクリアしているということだけでは、現実には7名の障がいのある方しか雇用していなかった。途中障がい者となった方が8名ほどいらっしゃるということもございました。様々な障がい、また、重度、軽度にかかわらず就労が可能となるよう事業者には雇用形態、仕事内容の細分化をお願いしたい。というのが私どものまとめでございますけれども、特に付けくわえさせていただくならば、精神に障がいのある方、知的の方々、また、身体障害者手帳をお持ちの方々の中でも視覚障がい、西田会長からもお話しがありましたけれども、視覚障がいの方、特に聴覚障がいの方々についてもなかなか就労が厳しい現実があります。そこら辺を踏まえてこの条例をつくる中で、よりよい条例になるように、ということで私どもは協議をいたしました。以上でございます。

(萩野部会長)

ありがとうございました。ただ今は、雇用・就労のグループのまとめであります。何か質問があれば、どうぞ。ありませんか。

(西田副部会長)

今、北地さんの説明を聞いて、なかなか立派なものだと思います。私が先ほどお願いした、いわゆるヘルスキーパーということについては、直接名前がでてなくてもいいんですけど、視覚障がい者、聴覚障がい者という言葉がでてきたのですけれども、そういうヘルスキーパーの制度を可能になるようなね、ところは、北地さんの説明の中にどこかにあったのでしょうか。最後の、視覚障がい者、聴覚障がい者がでてきたところがそうなののでしょうか。その説明をお願いします。

(北地委員)

ヘルスキーパーについては、今日、資料をいただいてなかったもので、ちょっと皆さん方、ヘルスキーパーそのものを、先ほどの西田会長の説明だけではなかなか理解しにくかったと思います。ヘルスキーパーという制度があるということは、私どもの議論の中でできました。また、視覚障がい者の方、聴覚障がい者の方については、働く場をもっともっと確保したいということでの意見はでております。あと、文章の中にまでは入れておりません。以上です。

(西田副部長)

今後ですね、私どもがヘルスキーパーの制度をですね、この条例を基本として進められるようなそういう方向をぜひお願いしたいと思っております。資料を提出すればよかったのですが、簡単なものはメールで障害福祉課のほうに送ったのですが、今後そういう資料も私のほうが収集してもかまいませんし、事務局のほうで収集していただいてもいいですし、可能かどうかということをご検討していただきたいなと思います。どうかよろしくお願いたします。

(北地委員)

議長、発言してよろしいですか。

(萩野部長)

はい。

(北地委員)

西田さん。ヘルスキーパーの資料をですね、次回にでも配布いただけますか。

(西田副部長)

はい、用意します。

(萩野部長)

それでは、それは次回にでもまたお話ししてください。

(水口補佐)

続いて事務局のほうから、前回、西田副部長からお話がありました啓発活動についてでありますけれども、障害福祉課といたしましては、条例案ができた後の平成25年1月に行う予定としておりますパブリックコメントと同時期にタウンミーティングなどを行うことで、啓発をいたしたい、そう考えております。

1月のいつ、どこで、どういうふうにといった具体的なことまでは、現時点では決定まではしていませんけれども、基本的な考え方といたしましては、条例制定の取組状況のことを、もう既に知っている方に対して啓発するというよりも、知らない人たち

に聞いていただくことを主眼として取り組みをいたしたいと考えております。以上です。

(萩野部会長)

ありがとうございました。

それでは、最後にですね、次回、第6回会議がございます。これには4つのグループがあります。ひとつ保健・医療。2つ目、保育・教育。3つ目、芸術文化・スポーツ。4つ目、その他。皆さん、グループ分けの表を見てください。グループを移りたい人は事務局のほうに後日連絡をしてください。調整をいたしたいと思います。

それでは、本日の第5回会議はこれもちまして、会議を終わりたいと思います。今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。